

令和4年第3回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日（金）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 （18人）

会 長	1 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	2 番	松 本	千 代 治						
委 員	3 番	山 口	隆	4 番	谷 脇	文 弘	5 番	松 崎	常 俊
	6 番	津 口	祐 二	7 番	岸 本	六 郎	8 番	白 石	幸 憲
	9 番	福 田	務	10 番	葉 山	諭	12 番	浦 口	大 輔
	13 番	辻 尾	政 幸	14 番	朝 長	久 夫	15 番	宮 崎	壽 治
	16 番	水 嶋	政 明	17 番	葉 山	静 子	18 番	知 念	近 海
	19 番	田 中	初 治						
5. 欠席委員（1人）
11 番 瀬 川 洋 子
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
議案第17号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第18号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 報告事項 転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
主任主事：本田美春
8. 会議の概要
事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第3回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、13番：辻尾委員、14番：朝長委員にお願いいたします。

議長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」について説明いたします。資料は2頁となります。物件は西海町横瀬郷字岩添の畑1筆2,762㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに贈与し所有権移転を行う。母親名義の土地について名義変更をおこなう。農地が含まれているため今回の申請となった、となっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。母親名義となっている財産について譲り受け人に名義変更を行うことになり、農地が含まれていたため今回の許可申請を行うことになったと聞いております。面高の大根栽培農家から返却され5年経過し、現状になっていますが、野菜栽培を行う予定です。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び3頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から1kmの位置にあり、車で約3分のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、13 番委員、補足説明をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。申請内容としては、ただいま事務局から説明があったとおりで、現地は、以前作っていた人が亡くなられたため返却され、数年作付けがなされていませんでしたが、まだ現在は回復が見込めそうな状況であり、特段問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 14 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 14 号の 2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 「2 番」について説明いたします。資料は 7 頁となります。物件は西海町太田和郷字元住の畑 1 筆、田 2 筆、計 3 筆 22,233 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで権利種別は所有権移転「贈与」となっています。高齢による事業継承のための贈与。財産の継承を確実に行うため、今回の申請となった、となっています。財産の継承について、行方不明の親族があり、財産継承を確実に行うため今回の申請となったと聞いています。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 8 頁から 11 頁までで、1 頁に位置図、8 頁に付近状況図、9 頁に現況写真、10 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。11 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅の周囲に位置し、半径 200 m 以内の位置にあり、徒歩で約 1 分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 2 番につきまして、17 番委員、補足説明をお願いします。

1 7 番 17 番委員です。3 月 20 日に、5 番委員と地元推進員と 3 人で、申請人宅にお伺いしまして、申請地が全部、その周辺にありましたので現地を確認させてもらいながら、いろいろお話を聞いてきました。お父さんが高齢で、もうほとんど農作業をしていらっしゃらないし、実質的に、息子さんが耕作・経営しているという状態でしたので、そのまま何も問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 14 号の 2 番について、説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

9 番 9 番委員です。事務局に質問ですが、本案件は失踪者等がいるためにこのような手続きをするということでしょうか。耕作者が亡くなった場合は、相続の手続きをすれば総会にかけなくても済むのでは、と思います。

事務局 先ほどもちょっと説明しましたが、行方不明の親族がいて、連絡が取れないものですから、所有者の方が亡くなった場合に、相続の手続きに必要な同意が得られず、結果として後継者に対して財産が渡らない場合があるということが、司法書士さんに相談をする中で出てきたと伺いました。今回のケースは、贈与をして贈与税を払ってでも、確実にその後継者に財産を渡すということを意図したもので、その中に農地が含まれていたもので、本件 3 条申請に至ったというものです。

9 番 9 番委員です。了解しました。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、議案第 14 号の 2 番について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 14 号の 3 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 「3 番」について説明いたします。資料は 12 頁となります。物件は大瀬戸町雪浦下郷字ゲイシ平の畑 1 筆、同郷字ホロノ首の畑 1 筆、計 2 筆 578 ㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人・譲り渡し人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人が遠隔地在住のため、管理不能につき売買。相続により取得した財産について、高齢により管理が困難な状況となり処分を検討。今回譲り受け人との合意が整い、申請となったとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。財産を所有している譲り渡し人は、県外在住で帰郷の予定もなく、後継者はいても、財産相続の意思がないため、財産処分を検討していた。今回、譲り受け人と売買契約の合意に至り、農地が含まれているため、今回の申請となったと聞いています。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 13 頁から 16 頁までで、1 頁に位置図、13 頁に付近状況図、14 頁に現況写真、15 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。16 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約 5.1 k m の位置にあり、車で約 8 分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、8 番委員にお願いします。

8 番 8 番委員です。3 月 20 日に、地元推進委員と譲り受け人の 3 人で現場確認に行きました。譲り受け人は瀬戸地区で建設会社を経営しております。申請地は、16 頁の航空写真で言えば、海側にレストランがありますが、そのちょうど向かい側のちょっと上ったところに赤枠があり、ここが申請地です。譲り渡し人は県外に住んでおられ、また高齢ということもあり、農地の維持管理が出来なくなっています。かなり以前までは譲り渡し人のお母さんが、畑を熱心に耕作しておられましたが、もうすでに亡くなっておられます。農地の管理が出来ないものですから、他の財産と合わせて、処分をしたいということを考えていたようです。そこで譲り受け人が、すでに少し荒れかかっているようですが、申請地を譲り受けて耕作し、アボカドやイモの栽培を検討しているようです。ということで特に、問題はないようですので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 14 号の 3 番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
 の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につ
 いて」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、「1 番」
 について説明します。資料は 17 頁となります。物件の所在は、西海町
 丹納郷字丹納の畑・計 1 筆 315 m²の申請となっています。使用貸人及
 び使用借人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「一般
 個人住宅」、移転の事由は「現在は実家に居住しているが、手狭である
 ため新たに住宅を建築するもの」となっています。権利内容は「使用
 貸借権の設定永年」です。添付資料は、18 頁から 27 頁までで、18 頁
 に位置図、19 頁に付近状況図、20 頁に現況写真、21 頁に字図、22 頁
 に航空写真を添付しています。23 頁に被害防除計画書、24 頁に土地利
 用計画図、25 頁に断面図、26 頁に平面図、27 頁に立面図を添付して
 います。申請地に木造 2 階建て住宅を建築する内容となっています。
 23 頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他
 の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行
 う最高 0.6m、最低 0 m、被害防除措置として法面保護をする。被害
 防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由として、安定勾配
 を保ち、締め固め施工をするため、被害を及ぼす恐れはない。隣接地
 は貸渡し人の所有地である。農業用排水施設の有する機能に支障を
 生じさせないための措置として、雨水排水は溜枡、水路放流、汚水処
 理、生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。周辺の農地に係
 る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加
 減する、高さ 7.7m 程度。被害防除措置の内容又は被害のおそれのな
 い理由として、建物の高さを加減することから、被害が生じる恐れは
 ないとなっています。

 工期は許可日から令和 4 年 10 月 30 日を予定しています。申請地は

市道に面し宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、4番委員にお願いします。

4 番 4番委員です。3月23日に、使用貸人と話をしてきました。使用借人は現在実家に両親と住んでいますが、借人の長男家族が4月に帰ってくるということで、新たに住宅を建築するそうです。現地を見る限り、周りの農地に影響はないと思います。排水も西側に側溝がありますので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第15号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の28頁をお願いします。議案第16号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

29頁は農地利利用集積計画集計表で、今回は合意解約3筆 10,063㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括分13筆 20,555㎡が計上されています。

30頁は合意解約分で1件3筆 10,063㎡が計上されています。31頁は県公社借入分の一括分で、今回6件13筆 20,555㎡が計上されています。

今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規契約分6筆分の賃貸借契約・使用貸借契約と再契約7筆分の賃貸借契約が今回の集積計画

となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 17 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 32 頁をお願いします。議案第 17 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求めとなっています。資料は 33 頁から 38 頁までです。33 頁は利用配分計画の合意解約分です。1 件 3 筆 10,063 ㎡分の合意解約で、契約解除分となります。借り受け者の体調不良による契約解除と聞いています。34 頁は一括分の 4 件 13 筆 20,555 ㎡を配分するもので、先ほど 31 頁の 13 筆分の利用集積計画分を、4 者に配分する内容となっています。35 頁から 38 頁に今回の借り受け者の経営状況を添付しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 今回、従来分はありませんので、一括分の 1 番と 2 番につきまして、17 番委員、補足説明をお願いします。

17 番 17 番委員です。1 番と 2 番について 3 月 20 日に、5 番委員と地元推進委員と一緒に、借り受け人と会い、農地も見てきました。借り受

け人は、これ以外にも、この農地の右側も左側も借りて耕作されています。借り受け人に関しては、農業振興公社を通して何か所も借りていますので、問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続まして、3番から5番の補足説明を6番委員にお願いします。

6 番 6番委員です。3月24日に、現地を確認に行ってきました。この3番から5番までですけれども、借り受け人は、2月の総会でも、水田を5区画ほど借り受ける議案が上がっていましたが、今回の3か所は、そのすぐ近くになります。目と鼻の先なので、管理等がしやすいということから今回の件に至ったそうです。若手で頑張っておられますので、よろしくお願いします。

議 長 続まして、6番から12番の補足説明を再度17番委員にお願いします。

17番 17番委員です。これも同じ日に同じ3人で回ってきました。これは再契約ということになっておりまして、現地は牧草を栽培している畑ですけれども、現在はもう10cmぐらい牧草が伸びて、このままずっと経営が続いていくという感じで見てきました。借り受け法人は、確かJAが経営母体であり、全然問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続まして、13番の補足説明を3番委員にお願いします。

3 番 3番委員です。3月23日に、地元推進委員さんと一緒にお話を聞きました。今回はA to Aということで、本人が、中間管理機構を通じて貸し出して、本人が借り受けて耕作するという形をとっておられます。現地は圃場をちょっと整備して、イチゴのハウスを建てておられます。今年度末をもって申請人の息子さんが、農協を退職されて後継者として、イチゴ栽培されるということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第17号についてそれぞれ説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

14番 14番委員です。1番と2番の貸借料がすごく高いと思いますが、これはなぜでしょうか。

事務局 中間管理機構を通してこの価格が設定されていますが、特に理由は聞いていません。中間管理機構に問い合わせ、後ほどお答えいたします。（問い合わせの結果、当事者同士の設定価格であり、その他特別な事情はないとの回答があり、総会終了後にその旨説明済み。）

議長 ほかに、ご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 17 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）」に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第 18 号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 39 頁をお願いします。議案第 18 号非農地通知の対象とするものの決定についてを説明します。今回は通常分 2 件・6 筆・3,378 m²と同意書分 8 件・26 筆・33,704 m²の合計延べ 10 件で実質 9 件・32 筆・37,082 m²について、審議を頂きたいと思います。

通常分について説明します。資料の 39 頁をお願いします。物件 1 番・2 番の 2 筆は西彼町小迎郷の物件で、資料は 40 頁から 45 頁です。申請者は西彼町小迎郷にお住まい方です。40 頁に申請地位置図、41 頁に付近近況図、42 頁に現況写真、43 頁・44 頁に字図、45 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件 3 番から 6 番の 4 筆は西海町中浦北郷、中浦南郷の物件で、資料は 40 頁及び 46 頁から 50 頁です。申請者は西海町中浦南郷にお住まい方です。40 頁に申請地位置図、46 頁に付近近況図、47 頁に現況写真、48 頁・49 頁に字図、50 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税

関係について、聞取りと事務局で確認できる範囲において、影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番と 2 番の補足説明を、10 番委員にお願いします。

10 番 10 番委員です。今月 22 日に、地元推進員と現地確認をいたしました。申請者は現在ご高齢で、一人住まいをしておられます。2 月の議案で、第 5 条の申請をしておられましたが、1 番の土地はそのすぐ隣にあります。2 番につきましては今回が新規の申請になりますが、我々が現場を確認いたしました結果、先ほど事務局からも説明がありましたように、どちらも農地に復元ができるような状況ではありませんでした。そういったことで、今回はやむを得ないような事案であると判断をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、3 番から 6 番の補足説明を、5 番委員にお願いします。

5 番 5 番委員です。3 月 20 日に、1 番委員と一緒に現地を見に行きまして、47 頁の写真を見れば分かると思いますが、1 番初めの写真の場所には梅の木か何かが植えられていましたが、その周りは荒れていて、収穫されているかどうかはわからないような状況でした。その他の土地は写真の通り荒れていまして、耕作できるような状態ではなく、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 18 号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 18 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 6 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 18 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 51 頁・52 頁をお願いします。議案第 18 号非農地通知の対象

とすることの決定について同意書分を説明します。今回は 8 件、26 筆・33,704 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回につきましては、令和 2 年度の農地パトロールにおいて、B 分類の判定をしている農地を対象とし、土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、2 月 15 日以降 3 月 11 日までに受け付けた計 8 件 26 筆の非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。資料 51 頁の物件 1 番から 3 番の 3 筆は西彼町の物件です。申請者の方は、西彼町小迎郷にお住いの方です。51 頁の 4 番から 52 頁の 23 番の 20 筆は西海町の物件です。申請者の方は、西海町及び西彼町にお住いの方々と埼玉県在住の方です。51 頁の 24 番の 1 筆は崎戸町の物件です。申請者の方は、崎戸町蠣浦郷にお住いの方です。51 頁の 25 番と 26 番の 2 筆は大瀬戸町の物件です。申請者の方は福岡県筑紫野市にお住いの方です。関係資料は 53 頁から 69 頁までです。

53 頁に申請地位置図の配置図資料を添付しました。54 頁から 58 頁に航空写真配置図を添付しました。54 頁に西彼町、54 頁から 56 頁に西海町、57 頁に崎戸町、58 頁に大瀬戸町の配置図を添付しています。54 頁の赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動しています。59 頁から 69 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。51 頁の申請地「1 番」申請地番「2286 番 1」の地図等の「西彼 1」について、53 頁の管内図の赤枠「1」、丸 54 と 54 頁の航空写真配置図の西彼町小迎郷、西海町木場郷ほかの赤枠 1 と 59 頁の航空写真の西彼 1、西彼町小迎郷「No. 1」、「2286-1」が、それぞれ連動しています。

申請地のほうですが、全体的にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。同意書分 8 件、26 筆、33,704 m²について審議をお願いします。当月分の累計として 52 頁の下段に計 32 筆・37,082 m²と記載しております。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、議案 18 号の同意書分について説明がありました。同意書分には補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 18 号の同意書分 1 番から 26 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は 70 頁から 77 頁となります。今回は、農地転用許可不要案件届 1 件について報告します。

70 頁をお願いします。本件は農地転用許可不要案件届の農業用通路の設置を目的としたもので、申請地は西海町七釜郷字後平の畑、計 2 筆 137 ㎡の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 137 ㎡を農道として使用する申請となっています。工期は令和 4 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までを予定しております。関係資料は 71 頁から 77 頁までで、71 頁に位置図、72 頁に付近近況図、73 頁に現況写真、74 頁に字図、75 頁に航空写真、76 頁に被害防除計画書、77 頁に土地利用計画図を添付しています。自己所有地内で対応するため、周辺農地に被害発生の恐れがない状態となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。
無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
来月の総会は
日時 令和 4 年 4 月 25 日(月) 午後 2 時 00 分から
場所 西海公民館 2 階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 4 年第 3 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 3 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人